

令和7年3月27日
総務部総務課
行政情報サービスセンター
担当：宮本
内線：3380
外線：225-1236

石川県情報公開審査会の答申について（答申第226号）

石川県教育委員会が石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項に基づき令和5年1月18日付けで行った審査請求に係る諮問に対し、本日、石川県情報公開審査会から下記のとおり答申がなされましたので、条例第27条の規定により公表します。

（※）条例第27条（答申書の送付等）

審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

記

[審議資料不存在事案（答申第226号）](#)

（石川県情報公開審査会ホームページ「答申一覧」）